（削る）

（削る）

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十五　（略）

2　次の各号に掲げる措置を講じた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の十六　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第二十九条の十七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一　介護休暇に関する制度

二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項において準用する法第十九条の規定による深夜業の制限の制度

三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置（第三十二条の三及び第三十二条の四第八号において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の十八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　介護休業に関する制度並びに前条各号に掲げる制度及び措置

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　雇用保険法第十条第六項第二号に規定する介護休業給付金に関すること。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十九　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置について準用する。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の規定により、船員に対して、前項に定める事項を知らせるときは、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　第一項に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十四　（略）

2　次の各号に掲げる措置を講じた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）